

①B 政治学・経済学部門

②候補者公募制度は女性候補者の増加を促すのか

③国際公共政策学科

④4年

⑤千馬あさひ（せんまあさひ）

要旨

本稿では、参議院通常選挙における自民党の候補者公募制度の導入が女性候補者の増加に寄与したかどうかを分析する。日本では選挙に立候補する女性が少ないが、原因の1つとして通常の候補者選出過程が女性に不利な影響を与えている可能性があげられる。集権的で閉鎖的な選出過程を通じて候補者が決まることが多いため、男性の現職議員や世襲議員が選ばれやすいのである。しかし近年になり導入が進んでいる候補者公募制度では、現職や世襲という立場でなくとも候補者として名乗りあげることができる。そのため通常の選出過程では候補者となりえなかった女性も立候補のチャンスが増える。そこで、候補者公募制度の導入は女性候補者を増加させるという仮説を立てる。この仮説を検証するために、自民党が2007年より本格的に導入してきた候補者公募制度を利用する。導入の有無やタイミングは都道府県によって異なっているので、これを利用して本稿では差分の差分法を用いた分析を行った。分析の結果、候補者公募制度は女性候補者を増加させることを示唆している。

1 序論

日本の選挙では女性候補者の比率が少ない。図1は過去5回の国政選挙における候補者比率の推移を男女別に示したものである。女性候補者比率は徐々に増加していることが分かるが、男性候補者は常に7割以上を維持している一方で女性候補者は3割未満にとどまっている。2018年には男女で候補者数ができる限り均等になることを目指す「政治分野における男女共同参画推進法」が成立したが、2019年の参議院通常選挙では達成されていない。

女性候補者が少ない理由は①政治に関心のある女性が少ないこと②政党が候補者に女性を選ばないことに大別される。一般的に女性は政治への関心が薄いため政治参加に対して消極的である(山口 2002)。しかし Iversen and Rosenbluth(2011)は、女性の社会進出が進むほど政治に関わる女性は増加することに言及している¹。ゆえに候補者となり得る女性は一定数存在すると予測できる。それではなぜ女性候補者は少ないのだろうか。

¹ Iversen and Rosenbluth. "Women, Work, and Politics: The Political Economy of Gender Inequality." (2011): 135-161.

②政党が候補者に女性を選ばないことの方が、より大きな原因であると考え。国政選挙では9割以上の候補者が政党から立候補している。政党の候補者になると政党ラベルを用いることができるようになり、選挙を戦うためのコストが低くなるというメリットがあるからである。そのため政党の候補者になることは議員になるための重要な課題であるといえる。しかしながら伝統的に政党は集権的で閉鎖的な方法を用いて候補者を選んできた(Norris 1997)。この候補者選出方法は政党の一部の人間しか選出過程に関与しない点や選考基準が明確でない点が特徴としてあげられる。よって政治的コネクションに乏しい女性に不利な影響を与えている可能性があるのである。その一方で、選考方法等が明確化されている開放的な選出方法も同時に用いられてきた。その代表的なものが候補者公募制度である。Caul(1999)によると選考方法の規定が明確である方が女性は候補者に選ばれやすくなるとされている。

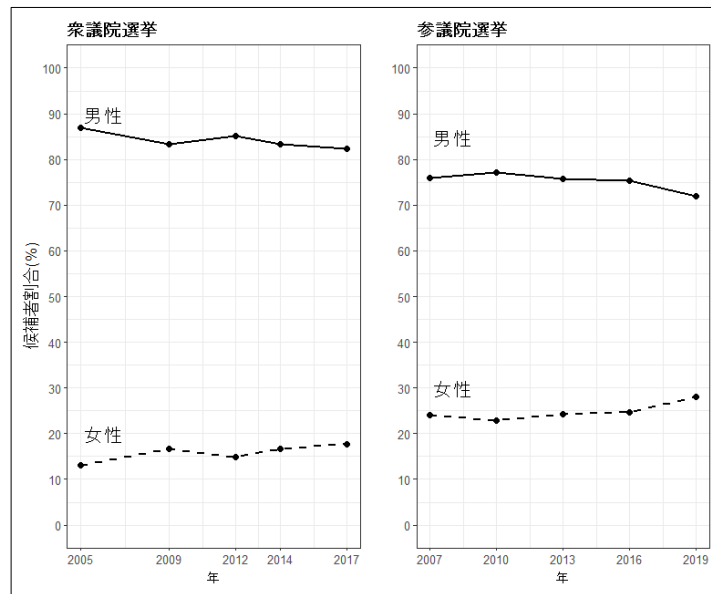
そこで、本稿では政党の候補者選出方法が女性候補者数に与える影響に着目する。政党は選挙に勝つために、男性が多い現職議員や世襲議員を候補者として擁立する傾向にある。現職議員や世襲議員を選びたいのであれば、伝統的な候補者選出方法を継続して利用すると推測できる。しかし、1992年の日本新党を皮切りに、新たな候補者選出方法として候補者公募制度が導入されるようになった。候補者公募制度は候補者になりたいという人の中から候補者を選ぶ制度であり、現職議員や世襲議員という強いコネクションを持つ立場にない人に対しても候補者に選ばれる機会を与えている。そのため候補者公募制度の導入により、従来選出方法で排除されていた女性が選ばれるようになると予測できる。

上記の議論から「候補者公募制度の導入が女性候補者を増加させる」という仮説が導かれる。この仮説が支持されるのであれば、開放的な候補者の選出方法が女性候補者数を増やす効果があると言える。加えて、候補者として女性が政治に参入していることが確認できれば、政治に関心のある女性が一定数存在することの確認ともなる。

そこで、本稿は仮説を検証するために2007年以降の参議院通常選挙(以下、参院選)に着目する。自民党は2007年参院選から正式に候補者公募制度を導入しているが、都道府県ごとに導入の有無やタイミングが異なる。そこで、候補者公募制度を利用した都道府県を介入群、利用しなかった都道府県を対照群とし差分の差分法で分析する。

本稿の構成は以下のとおりである。次節では先行研究を整理し、これまでの研究成果を挙げ本稿の貢献を示す。3節では政治的補充についてまとめ、4節のリサーチクエスチョン・仮説につなげる。4節では前節をふまえリサーチクエスチョン・仮説を提示した上でロジックについて論じる。5節では仮説を検証するためのリサーチデザインを示し、検証に必要なデータや分析手法について説明する。6節では分析結果をまとめ、最終節で結論を示す。

図 1 議院別/男女別候補者割合の推移



2 先行研究とその限界

女性と政治の研究は海外を中心に発展してきた。現在に至るまで選挙制度、地域や文化等に着目した様々な研究が行われている。例えば Caul(1999)は選挙制度に焦点を当て、候補者個人の活動よりも政党のラベルの方が重要視されることから、比例代表制では女性が増えやすいことを示した。また日本では2000年頃から女性の政治進出に関する研究が増え始め進められている(竹安 2002;大山 2004;相内 2008)。

それらの研究の中でも特に政治家になるまでの過程や手続きに着目したものは「ポリティカル・リクルートメント研究²」(以下、補充研究)と呼ばれている。政治家になるまでの過程は候補者に選出されるまでの過程と、議員に当選するまでの過程に分けることができるが、それぞれの観点から研究が行われている。Rittberger et al. (2015)は前者に着目して包括的な³候補者選出が女性候補者のリクルートメントに影響を与えることを示した。Norris(2003)は政治勢力の違いの観点から、保守政党は女性候補者を選出しない傾向にあることを示している。他にもCaul(1999)やMatland(2008)によると、リクルートメントに関する規定が細かく定められている方がより女性候補者の選出が起りやすくなることが示されている。後者に着目した研究としてはJacob(1962)がある。Jacob(1962)は弁護士のような仲介的職業に就いている人が議員になる傾向にあることを示した。

² 政治的補充研究や補充研究 (political recruitment study or recruitment study) と呼ばれることもある (誰が政治家になるのか はじめに)

³ 「候補者資格やセレクトレイトに関する制限が緩やかである」ことを指す (堤 2012)。

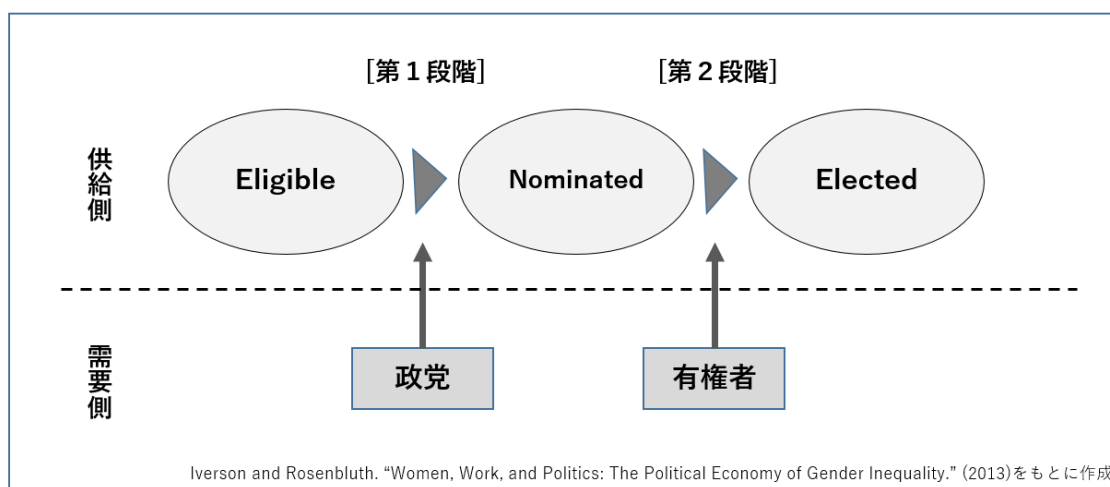
一方、日本での補充研究はまだ少ない。このことは女性に不利と言われている選挙制度が導入されており、選出される女性が少ないことに起因するものと考えられる。そもそも研究対象となる女性が候補者や議員の中に存在しなければ分析し得ない。数少ない補充研究に対しても朴(2007)はいくつかの課題を指摘している。

国内の補充研究の課題として、朴(2007)は特定回の選挙のみを取り上げている点や扱う時期が古くなっている点をあげているが、他にも候補者となった人が議員になるまでの過程の方が着目されやすいことも特徴としてあげられる。大山(2004)は2003年統一地方選挙の結果をもとに現職有利な環境や選挙区定数の少なさが女性の政治参入に不利に働いていることを示した。さらに大山(2008)は選挙区規模と女性議員の進出・選出を選挙区や政党、選挙費用との関係から分析している。また河野(1995)は1947-1993年の衆院選における女性候補者を分析し、議員輩出ルートの歴史的分析を行った。これらの研究は補充研究の少ない日本において重要な知見ではあるが、断片的な研究ではその時点における候補者選出の特徴しか捉えることができないため政治的補充の過程を一般化するには不十分である。加えて時代の変化とともに候補者選出の傾向も変わるため分析の更新も必要である。

本稿では2007年以降の参院選を対象にし、候補者選出方法が女性候補者の選出に与える影響を検証し一般化することを試みる。自民党は2007年参院選より正式に候補者公募制度を導入している。先行研究では公募制度(*open recruitment*)のほうが閉鎖的で集権的な選定方法よりも女性候補者を増加させる可能性を示唆する結果が出ている(Rittberger et al. 2015)。分析の結果、女性候補者数の増加に寄与していることが分かれば、この知見が日本にもあてはまることを確認することもできる。

3 政治的補充

図2 候補者・議員選出過程



本節では政治的補充を市場に例えて議論をすすめる。企業よりも政党の方がインセンテ

イブや結果に大きな影響をもっていることを除いては両者に大きな差異はないため、政治的補充を理論的に考えるときに用いられることがある。Leduc et al. (1996)⁴や Iversen and Rosenbluth(2011)⁵は、政治的補充を候補者選出と議員選出の2段階に分けた上で需要と供給の観点から一連の流れを説明している。需要側は政党や有権者、供給側は候補者を示す。その後政治的補充の過程が女性に対してどのように作用しているかについて言及する。

政治的補充は2段階に分けて考えることができる。図3は政治的補充の過程を示したものである。*Eligible*とは候補者として選ばれる資格のある人を指す。例えば参議院では30歳以上の人に被選挙権が与えられているため30歳未満の人は含まれない。また政治に関心がない、あるいは立候補する意志のない人たちもこの集団には含まれない。*Eligible*から1段階目に政党や党員によって候補者が選出される。選ぶ際の主な基準として①有権者からサポートを得られるか②党の選出規則③有効性が挙げられる。③有効性を構成するのは、交渉の席をはずさない/十分な知識を持つ/信頼を築くことができる/長く席に座り続けることが可能であることなどが考えられる。上記の基準に最も当てはまる人が候補者として選ばれる(*Nominated*)。その後 *Nominated* は候補者として選挙に出るが、議員になるために第2段階として投票者からの選定を受ける。投票者は主に①自分と政策選好が似ているか②信頼に足る人物か③有効的かどうかを基準とする。これらを最も満たす候補者が選挙に勝つ(*Elected*)。

第1段階の時点で女性は不利な状況を強いられている。それは政党が定める基準はすべて男性の方が手に入れやすいものであるからだ。一般的に女性には出産・育児・介護という性別的役割による制限があり、政党側もそのことを知っている。ゆえに党の選出規則として女性を選ぶべきであるという文言があったとしても、選挙に勝利し議席を獲得・維持するためには男性を選ぶインセンティブが強いのである。また、特にそれらの基準を満たしている現職候補が選ばれやすくなる。ただし政党側にも女性を選ぶメリットは存在している。例えば、女性の社会進出を達成する気概があるということを示す時には、政党側にとって女性の擁立は良いシグナルになる。しかし政策は女性の社会進出だけには留まらないため、この利点による女性の選出は限られたものになると予測できる。

第2段階においても女性が不利な状況にあるのは変わらないが、第1段階に比べるとその程度は小さくなる。投票者は女性であることを理由に投票相手を変えることはしないということが先行研究で明らかになっているからだ(相内 2008)。投票者には現職候補以外の候補の政治的資質を知ることは難しく、有効性が既に明らかになっている現職候補に投票する傾向がある。現職候補には男性が多いため、結果として性別を考慮していなくても男性を選んでるようにみえるのである。

⁴ Leduc, Lawrence, Niemi, G Richard and Norris, Pippa. "Comparing Democracies: Elections and Voting in Global Perspective." (1996): 184-215.

⁵ Iversen and Rosenbluth. "Women, Work, and Politics: The Political Economy of Gender Inequality." (2011): 135-161.

しかし実際の候補者選出過程では政党はすべての *Eligible* を精査しておらず、選出には集権的であり閉鎖的な方法を用いている。よって女性はさらに選ばれにくくなっていると推測できる。では反対に分権的で開放的な方法を用いた時、女性候補者は選出されやすくなるのだろうか。次節でリサーチクエスチョン・仮説を提示しロジックを説明する。

4 リサーチクエスチョン・仮説

本節では3節を踏まえてリサーチクエスチョン・仮説の提示を行い、そのロジックについて説明する。

リサーチクエスチョン：開放的な候補者の選出方法は女性候補者の増加を促すのか。

3節で政治的補充について議論したが、第1段階で考えた候補者選出の際には政党が考慮している要素よりも狭い範囲で候補者選出が行われており、女性候補者がさらに選ばれにくくなっていると予測する。第1段階で政党は有資格者 (*Eligible*) から候補者 (*Nominated*) を選出することを確認したが、実際はすべての有資格者を精査することはコストの面から考えても難しい。また選出に関わる政党の人員はトップや幹部など一部に限られることが多い (Norris 1997)。そのため政党の中核とコネクションを持つ有資格者の中から選出される傾向がある。例えば現職議員や世襲議員がこれに当てはまる。

しかし近年になり候補者選出過程の「民主化」または「開放」が進んでいる (堤 2012)。その結果、党員や有権者も候補者選出過程に関わるケースが増えている。包括的な候補者選出では女性が選ばれやすくなることから (Rittberger et al. 2015)、候補者選出過程の「開放化」は女性候補者数の増加を促すのではないかという予測が導かれる。

仮説：候補者公募制度は女性候補者を増加させる。

候補者公募制度とは、選挙の際に政党が候補者を公募し公認候補とする制度である。候補者資格や選考方法は団体によって異なるが、それまで党内にいなかった新たな人材をリクルートすることができる。

候補者公募制度は伝統的な候補者選出方法に比べると、有資格者の範囲や選出方法の観点から開放的であるといえる。政党とのつながりがない有資格者でも応募資格さえ満たしていれば政党に対して出馬の意志を示すことができるため、政党側も探すコストをかけずに多くの候補者となり得る人々を知ることができる。また候補者公募制度は応募してきた人の中から候補者を選ぶために書類選考や面接等を設けている。さらには党員投票や有権者投票が用いられるケースもあり、より多くの人が候補者選出に関わっている。

候補者公募制度は女性が候補者になる可能性を高めてくれる制度であると考えられる。候補者になりたい場合は応募することで政党側に自分の存在を示すことができる。伝統的な候補者選出ではそもそも女性が政党側に認知されていなかった可能性があり、アピールするためにコネクションや地盤のような政治的資産を作ることは女性にとって大きなコストで

あったことが予測できる。しかし公募の導入によりこれらのコストがなくなるため、女性は競争に参入しやすくなり、結果として候補者となる可能性を上げると考える。政党側にも女性を選ぶメリットはある。例えば女性候補者を選ぶことは有権者に対して多様な人材がいることをアピールすることにつながる。

上記の議論から候補者公募制度は女性候補者の増加を促すという仮説を立てることができ。次節以降でこの仮説を検証していく。

5 リサーチデザイン

仮説を検証するために 2007-2019 年に行われた参院選のパネルデータを用いた分析を行う。日本で候補者公募制度を本格的に導入したのは 1992 年の日本新党が最初である(堤 2012)。その後自民党や民主党など、他の政党でも取り入れられるようになった。しかし政党の再編や解散などが多発したため、長期間に渡り継続的に公募制度を導入し続けているのは自民党のみである。そのため本分析の対象は自民党に限定する。自民党は 2006 年に参院選公募基本方針を定め、2007 年参院選の候補者選出から各都道府県支部が主体となって候補者公募制度を導入している⁶。よって分析期間を 2007-2019 年に定めた。

自民党の候補者公募制度は政党が正式な制度として導入しているものの、都道府県ごとに導入の有無やタイミングが異なっている。よって候補者公募制度を導入している都道府県を介入群、そうでない都道府県を対照群とした実験のような状況を考えることができる。このとき介入がない場合の各グループのトレンドが同じであればグループ間の差が候補者公募制度の介入効果とみることができる。

グループごとの介入前後の差をとり、さらにグループ間の差をとることで介入効果をはかる分析手法を差分の差分法と呼ぶ。本稿では差分の差分法を用いて分析を進めていく。以下で分析手法について詳しくみていく。

分析手法

本稿では、2007-2019 年参院選のパネルデータを用いて差の差分分析を行う。一般的に差の差分分析では介入時点が同じで継続的な介入が観測されることが多い。このとき各グループの介入前後差をとり、さらにグループ間の差をとることで介入効果をみる。しかし本稿で分析対象としている自民党の候補者公募制度では選挙ごとに候補者公募制度導入の有無が変化している。よってすべての選挙を介入とみることができる。その内訳を示したものが表 1 である。2007 年から 2013 年にかけて候補者公募制度を導入する都道府県は増加しており、2013 年には介入群と対照群の数がほぼ同数になっている。しかしその後は減少傾向

⁶ 2007 年以前にも自民党では候補者公募制度が行われていたが、都道府県支部が独自に取り入れていたものだった。1992-2004 年の間に候補者公募制度を取り入れていた都道府県支部の数は 5 にとどまり、ごく一部でのみ行われていたことがわかる。

にある。

| 年 | 介入群 | 対照群 |
|------|-----|-----|
| 2007 | 8 | 38 |
| 2010 | 19 | 27 |
| 2013 | 21 | 26 |
| 2016 | 3 | 42 |
| 2019 | 4 | 41 |

表 1 グループの内訳

分析では、以下のモデル式を推定する。

$$womenrate_{it} = \gamma OpenRecruit_{it} + \sum_{j=1}^6 \beta_j Control_{jit} + \delta_t + \varepsilon_i + u_{it} \quad (*)$$

$womenrate_{it}$ は t 期の都道府県 i における自民党女性候補者割合を表している。

$womenrate_{it}$ は

$$womenrate_{it} = \frac{\text{都道府県 } i \text{ における自民党女性候補者数}}{\text{都道府県 } i \text{ における自民党候補者数}} \times 100$$

で算出した。 $OpenRecruit_{it}$ は t 期に都道府県 i が候補者公募制度を利用したときに 1、そうでないときに 0 を示すダミー変数である。 $OpenRecruit_{it}$ は分析上最も着目すべき変数であり、 γ が有意に正の値をとっていれば仮説は支持されたといえる。またコントロール変数 ($Control_{jit}$) として議席定数、1 議席当たり人口、1 期前の議席占有率、都道府県 i の県議会における女性割合、女性就業率、WINWIN ダミーを入れる。これらの変数は女性候補者割合に影響を及ぼす、あるいは候補者公募制度の実施の有無に影響を及ぼすような変数である。他にも、選挙年固定効果 δ_t と、都道府県固定効果 ε_i を含める。

都道府県効果とは都道府県ごとに時間とともに変化しない要素を含む変数である。例として都道府県支部の改革に対する選好があげられる。改革推進派であれば、候補者公募制度を積極的に導入すると同時に過少代表であった女性の擁立にも積極的であるかもしれない。改革に対する選好を観察することはできないが、この場合どちらの要素にも正の影響を及ぼし過剰推定が行われてしまう。このような観察できないが説明変数や被説明変数に影響を与える特徴は、誤差項に含まれる。すると誤差項と説明変数が相関してしまうため、欠落変数バイアスを引き起こすことになる。この場合、得られた結果は本来の効果に欠落

変数バイアスを加えたものとなってしまう正しい推定値が得られない。都道府県効果を含めることで、欠落変数が引き起こす問題がある程度は解消することができる。

時間効果とは都道府県間では一定であるが時間とともに変化していく要素をまとめたものである。候補者公募制度の普及や女性の政治分野への参入などは国全体で同時に進行しており、時代背景に左右されると予測できる。しかし時代の変化を観察することは不可能だが、都道府県効果と同様に欠落変数バイアスを引き起こすものであるため対処が必要である。時代の変化は全都道府県に同じような影響を与えると考えられることから、時間効果を含めることで欠落変数バイアスを避けることができる。

分析では別の介入からの効果を取り除くためにWINWIN ダミーを含めている。WINWINは政治をはじめ様々な分野で活躍する女性を増やすために活動している団体⁷だが、活動の1つに議員を目指す女性の支援がある。2つの選挙区においてWINWINから推薦された女性候補者が自民党候補者として出馬していたため候補者公募制度以外の介入があったといえる。そのためダミー変数を使用してその影響を取り除く。

さらに系列相関を考慮して都道府県をクラスターとして標準誤差を調整する。パネルデータでは各都道府県の女性候補者割合が時系列方向に相関している可能性がある。例えば1期前の参院選で女性候補者割合が高い場合、今期の女性候補者割合も高くなる可能性がある。このように都道府県*i*の女性候補者割合が異なる時点で相関をもつという系列相関が起こると、標準誤差の推定に影響を及ぼす。都道府県ごとにクラスターを形成することで都道府県内の異時点間での相関に対処することができる。

仮説が支持されるのであれば $OpenRecruit_{it}$ 変数の係数 γ は有意に正の値をとる。しかし差分の差分法では、介入がない場合の介入群と対照群のトレンドが等しくなる「平行トレンド仮定」が成立していなければならない。平行トレンド仮定を示さなければ推定結果はトレンドの乖離分を含んでしまい正しい推定を行うことができない。そのため確認が必要である。平行トレンド仮定の確認は6節で行う。

使用データ

参院選の候補者データは「選挙ドットコム⁸」のサイトから入手した。2007年から2019年までに行われた5回の参院選について全選挙区⁹のデータを収集した。分析には自民党が候補者を擁立しなかった選挙区や4つの合区における選挙を除いた225のデータを用いる。選挙ドットコムからは出馬選挙区/候補者の名前/年齢/所属政党/性別/得票数/現職の当否の情報を得ることができた。

候補者公募制度の導入・実施状況は自民党サービスセンターに問い合わせた。その結果、

⁷ WINWIN HP www.winwinjp.org

⁸ 選挙ドットコム HP 参議院選挙 <https://go2senkyo.com/sangiin>

⁹ 参院選では1都道府県に1選挙区がおかれているため、都道府県*i*での公募は選挙区*i*での公募を意味している。

2007年から2019年の間に計60の選挙区で候補者公募が行われていたことがわかった。このうち3回では合格者がおらず政党側が別の候補者を擁立し、別の2回では信任投票として実施され、またある1回では公募を行ったものの応募者がおらず無期延期していたため介入群からは省いている。他方で別の国政選挙の際に参院選の公募を同時に行ったところが1つ存在したため、介入群に含めている。詳細は表2に示している。よって分析では計55回の候補者公募制度を介入として考えている。

コントロール変数で使用する人口、都道府県*i*の議会における女性割合、女性就業率のデータは「e-Stat¹⁰」から入手した。WINWINダミーは、「一般財団法人WINWIN」のHP¹¹に記載されている当落状況から得た情報をもとに作成した。各変数の代表値は表3に示している。

| 回 | 年 | 県 | | 理由 |
|----|------|-----|---|------------------------|
| 21 | 2007 | 山形県 | 0 | 適任者なし（別で候補を擁立） |
| 21 | 2007 | 福島県 | 1 | 補欠選挙の公募の際に同時に参院選の候補を選出 |
| 22 | 2010 | 京都府 | 0 | 公募ではなく現職候補の信任投票 |
| 22 | 2010 | 岡山県 | 0 | 適任者なし（別で候補を擁立） |
| 22 | 2010 | 福井県 | 0 | 公募ではなく現職候補の信任投票 |
| 23 | 2013 | 奈良県 | 0 | 適任者なし（別で候補を擁立） |

注) 4列目は介入群に追加する場合を1、介入群から削除する場合を0で表している。

表2 候補者公募制度の例外

¹⁰ 政府統計の総合窓口「e-Stat」 <https://www.e-stat.go.jp/>

¹¹ 一般財団法人WINWIN HP http://www.winwinjp.org/winwin_about/

表 3 各変数の記述統計量

| 変数 | 平均 | 標準偏差 | 最小値 | 最大値 | サンプル数 |
|----------------|------------|------------|-----------|-------------|-------|
| 女性候補者割合(%) | 6.00 | 22.60 | 0.00 | 100.00 | 225 |
| 候補者公募ダミー | 0.24 | 0.43 | 0.00 | 1.00 | 225 |
| 議席定数 | 1.60 | 1.03 | 1.00 | 6.00 | 225 |
| 1 議席当たり人口 | 1546640.30 | 562727.62 | 580000.00 | 3016000.00 | 225 |
| 1 期前の議席占有率(%) | 57.70 | 40.70 | 0.00 | 100.00 | 225 |
| 県議会に占める女性割合(%) | 8.52 | 4.29 | 0.00 | 28.35 | 225 |
| 女性就業率(%) | 48.04 | 2.58 | 43.00 | 54.30 | 225 |
| WINWINダミー | 0.01 | 0.09 | 0.00 | 1.00 | 225 |
| 県別平均人口 | 2772529.96 | 2595598.12 | 604875.00 | 12633545.45 | 225 |

注) 1 議席当たり人口=議席定数÷人口,
1 期前の議席占有率= 1 期前の当選者数÷議席定数×100 で求めた。

6 分析結果

推定結果は表 4 にまとめている。分析期間中の各都道府県の平均人口で重みづけをした。モデル 1 ではコントロール変数なし、モデル 2 ではコントロール変数を含めたモデルで分析を行った。表 4 の括弧内はクラスター標準誤差を表している。候補者公募制度が導入されると統制がない場合は 14.7%ポイント、統制した場合は 12.8%ポイント女性候補者が増えると推定された。また推定値は 5%水準で有意であり、仮説は支持されているようにみえる。

分析結果が正確なものであることを裏付けるために平行トレンドを確認する。初めて候補者公募制度を導入した年を 1 とし、その 1 期前の選挙年を 0、さらにその前を -1 というように割り振り、推定値の 95%信頼区間をプロットした。0 を含めると特に介入がなかったことを、0 を含めない場合何らかの介入があったと考えることができる。そのため 0 以前では 95%信頼区間が 0 を含んでいること、また 1 では正の方向に動いている必要がある。その結果を表したものが図 3 であり、表 5 はその係数を表している。図をみると介入前 (-3~0) には信頼区間が 0 を含んでおり、その係数も 0 に近い。また介入後 (1) も信頼区間が 0 を含んでいるものの、係数が正となっているため仮説を支持していると考えられる。

表 4 推定結果

| | モデル 1 | モデル 2 |
|----------|--------------------|--------------------|
| 候補者公募ダミー | 14.668* (6.317) | 12.766* (5.057) |
| コントロール変数 | NO | YES |
| サンプルサイズ | 225 | 225 |
| 決定係数 | 0.279 | 0.342 |
| 修正済み決定係数 | 0.066 | 0.118 |
| 都道府県固定効果 | YES | YES |
| 選挙年固定効果 | YES | YES |
| クラスター | 都道府県 | 都道府県 |

注1 括弧内はクラスター標準誤差を表している。

注2 * $p < 0.05$, ** $p < 0.01$, *** $p < 0.001$

図 3 介入前後における推定値の 95%信頼区間

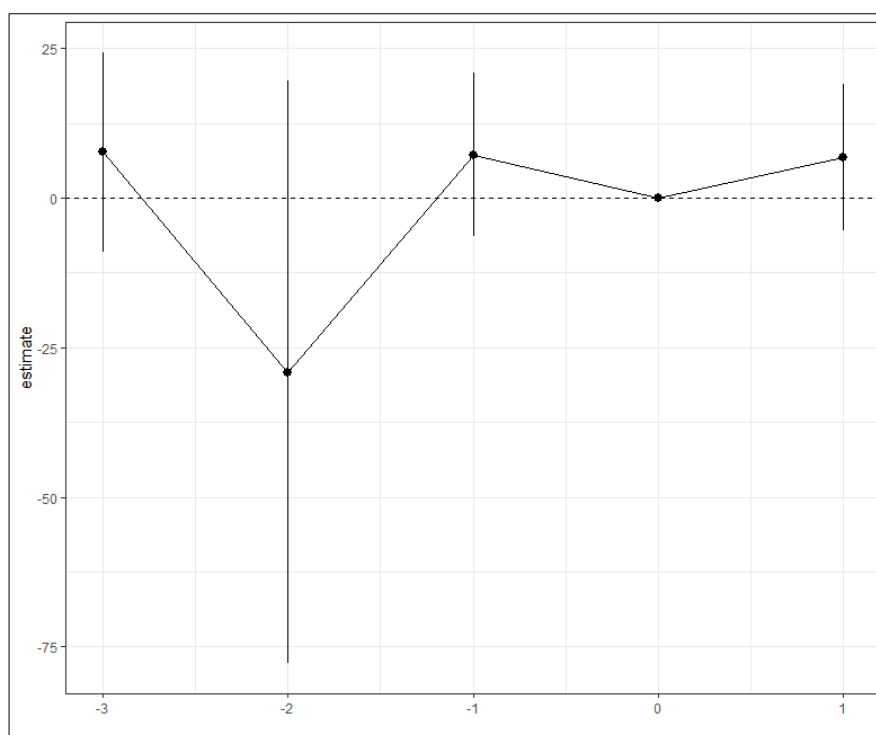


表 5 平行トレンドチェック 推定結果

| Interaction between timing and intervention | | | | |
|---|---------|--------|--------|-------|
| | 推定値 | 標準誤差 | t 値 | p 値 |
| timing=-3 | 7.648 | 35.870 | 0.213 | 0.832 |
| timing=-2 | -29.084 | 26.257 | -1.108 | 0.272 |
| timing=-1 | 7.259 | 10.646 | 0.681 | 0.498 |
| timing=1 | 6.836 | 8.125 | 0.841 | 0.403 |

注) timingは介入1期前を基点 (timing=0) としたときに何時点目に位置するかを示している。

7 結論

本稿は、候補者公募制度が女性候補者の増加を促すという仮説を立てて分析を行った。従来、日本の政党は集権的で閉鎖的な候補者を選んできた。このとき政治的資産をもつ人が優位にあるため、現職議員や世襲議員が候補者に選ばれる傾向がみられる。しかし現職議員や世襲議員の大半は男性が占めており、そのような選出方法は女性の参入可能性を狭めているといえる。他方で、別の候補者選出方法として候補者公募制度も導入されてきた。候補者公募制度では候補者になる意志のある人が候補者に立候補することができる。よって女性のように政治的資産を持たない人でも候補者になる可能性があるといえる。また政党側には女性候補者を擁立することで有権者に対して多様な人材の存在をアピールできるという利点が考えられる。したがって候補者公募制度は女性候補者を増加させるという仮説を立てた。

仮説を検証するために 2007-2019 年参院選に向けて行われた自民党の候補者公募制度に着目した。都道府県ごとに候補者公募制度の導入の有無やタイミングが異なっていたため、候補者公募制度を導入した都道府県を介入群、そうでない都道府県を対照群として分析を行った。その際、候補者公募制度以外に女性候補者の増減に影響を与えうる要素を取り除いた上で、候補者公募制度の導入が女性候補者を増加させるか検証した。

分析の結果は、仮説を支持する結果を示している。候補者公募制度の導入があった場合、女性候補者は増加するというを示すことができた。この結果は、近年徐々に増えつつある女性候補者について、その選出過程を説明するための1つの示唆を与えてくれる。日本では従来、集権的で閉鎖的な候補者選出が行われてきた。特に本稿で対象とした自民党は①現職議員に公認上の優先権を与える②候補者公認の選定に関して党支部の決定に対し党本部が拒否権を持つ¹²、という原則で候補者を選んできた。そのため女性候補者が増えにくかったことが予測できる。しかし候補者公募制度の導入によって伝統的な候補者の選出方法に変化が生まれていると推測できる。現職議員であることが候補者になる上での条件

¹² 吉野・今村・谷藤 (2001) 「誰が政治家になるのか」 I 各国の状況 1 日本

としては弱いものになり、現職議員ではなくとも候補者になる可能性を与えることになった結果、女性候補者の増加を促したことが考えられる。

ただし本稿での分析は参院選や自民党といった一部の選挙や政党を対象としており、他の選挙や他の政党の候補者選出に直接当てはめることができるものではない。例えば衆院選では参院選よりも選挙区が細かく設定されており一票の重さが大きくなる。そのため地盤のような政治的資産が重要視され、候補者公募制度が導入されても女性候補者の増加は小さくなるかもしれない。他にも共産党は女性の擁立に積極的であるため公募制度のような開放的な候補者選出方法を用いていないにも関わらず女性候補者を多数擁立している。最後に、本稿はあくまで候補者選出方法の開放に重点を置いたものであり候補者公募制度の導入を促進すべきだと主張するものではないことを強調しておく。

〔謝辞〕

本論文の作成にあたり、適切な助言と丁寧な指導をして下さった松林哲也教授に深く感謝致します。また自民党における候補者公募制度の歴史や実施状況に関する情報は、自由民主党本部様からご提供頂きました。ご多忙にも関わらず、快く引き受けて頂いた自由民主党本部選挙対策本部の田上氏に感謝申し上げます。

参考文献

- 相内眞子. 「Who Supports Women Politicians?: Voters' Attitudes toward Women Politicians」『人間福祉研究』No.11 (2008), p.1-12
- Caul, Miki. "Women's Representation in Parliament: The Role of Political Parties." *Party Politics*, Vol. 5, No. 1 (1999): 79-98.
- Iversen, Torban and Rosenbluth, Frances. "Women, Work, and Politics: The Political Economy of Gender Inequality." Yale University Press, Ch. 6, 2011: 135-161.
- Jacob, Herbert. "Initial Recruitment of Elected Officials in the U.S.—A Model." *The Journal of Politics*, Vol. 24, No. 4 (1962): 703-716.
- 金子優子. 「日本の地方議会に女性議員がなぜ少ないのか:—山形県内の地方議会についての一考察—」『日本政治學會年報政治學』61 卷2号 (2010) : p. 151-173
- Leduc, Lawrence, Niemi, G Richard and Norris, Pippa. "Comparing Democracies: Elections and Voting in Global Perspective." SAGE Publications (1996): 184-215.
- Matland, Richard E. "Enhancing Women's Political Participation: Legislative Recruitment and Electoral Systems." *Women in Parliament: Beyond Numbers, Stockholm, International IDEA, Ch. 3 (1998) *revised version(2008).*
- Norris, Pippa. "Passages to power: legislative recruitment in advanced democracies." Cambridge University Press (1997): 98-113.
- Norris, Pippa. "Westminster Women: the Politics of Presence." *Political Studies*, Vol. 51

(2003): 84-102.

大山七穂. 「女性と選挙環境--候補者特性, 地域特性, 選挙区特性の分析」『東海大学紀要 文学部』第 81 輯 (2004), p. 192-174

大山七穂. 「女性の参画を促進, 阻害する構造・制度的要因: 神奈川県市町村議会議員調査から」『東海大学紀要 文学部』第 88 輯 (2008), p.1-26

朴仁京. 「女性衆議院議員の政治補充—その類型化に向けて—」『国立女性教育会館研究ジャーナル』 Vol. 11 (2007), p. 95-102

Rittberger, Jessica F, et al. “Nominating women for Europe: Exploring the role of political parties’ recruitment procedures for European Parliament elections.” *European Journal of Political Research*, Vol. 54, No. 4 (2015): 767-783.

竹安栄子. 「地域政治への女性参画を阻む要因」『京都女子大学現代社会研究』3 号 (2002): p.5-20

堤英敬. 「候補者選定過程の開放と政党組織」『選挙研究』28 卷 1 号 (2012): p.5-20

山口裕司. 「日本における女性政治家の現状と課題」『宮崎公立大学人文学部紀要』9 卷 1 号 (2002): p. 199-211

吉野孝・今村浩・谷藤悦史. 「誰が政治家になるのか」『早稲田大学出版部』(2001): p. 3-32, 147-178